

告 示

埼玉県告示第千六百六十一号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一六一〇一〇一〇号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市見沼区大字丸ヶ崎字谷中二千九百三十九番地一 外十六筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 百九十八・八六立方メートル